

広島県告示第七百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十六年十二月十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年十二月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道新山府中線	福山市新市町大字宮内八〇八番一地先から 府中市中須町七九番一地先まで	平成二六年一二月一日